

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年十二月二十六日

秋田県知事 鈴木健太

秋田県規則第五十二号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十八年秋田県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療に関する情報の報告）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 省令第一条の二の二第一項の知事が定める方法は書面を提出する方法とし、同項の知事の定める日は三月三十一日（病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）を開設したときは、開設後三十日以内の日）とする。</p> <p>（かかりつけ医機能の報告の方法）</p> <p>第六条 省令第三十条の三十三の十五第三項の知事が定める方法は、書面を提出する方法とする。</p> <p>第七条・第八条 略</p>	<p>（医療に関する情報の報告）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 省令第一条の二の二第一項の知事が定める方法は書面を提出する方法とし、同項の知事の定める日は一月三十一日（病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）を開設したときは、開設後三十日以内の日）とする。</p> <p>第六条・第七条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。